

令和 3 年 8 月 日

長野市長 宛て

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会

委員長 中 山 淳

地方独立行政法人長野市民病院の第 2 期中期目標期間の終了時に見込まれる
中期目標期間における業務実績評価について

このことについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条
第 4 項の規定に基づき慎重に審議した結果、当評価委員会の意見は、別紙「地方
独立行政法人長野市民病院の第 2 期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目
標期間における業務実績評価に関する意見書」のとおりです。